

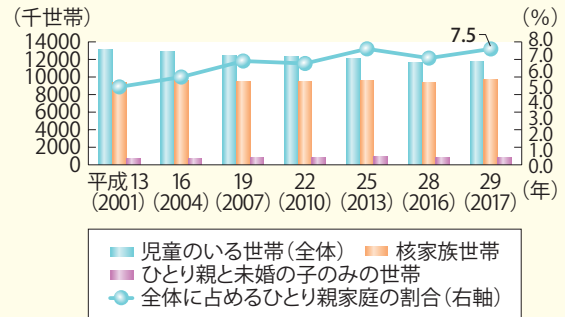
## 4 子供の貧困問題への対応

児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるが（第3-32図）、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の大学進学率も低い状況にある（第3-33表）。家庭の経済状況等によって、子供や若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められている。

子供の貧困問題への対応については、平成25（2013）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平25法64）が成立し、平成26（2014）年1月に施行されたことを受け、政府において子供の貧困対策を総合的に策定し、実施することとなった。本法を踏まえ、政府は、同年8月に子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「子供の貧困大綱」という。）を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進することとした。「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、子供の貧困大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価を行っている。平成30（2018）年11月には、子どもの貧困対策会議（会長；内閣総理大臣）において、子供の貧困大綱策定以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて、令和元（2019）年度内を目途に新たな子供の貧困大綱の案を策定する旨、決定した。

第3-32図 児童のいる世帯の状況

◆児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にある。



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」  
(注) 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

第3-33表 ひとり親家庭の現状

◆ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の大学進学率が低い。

(1) 児童のいる世帯の1世帯当たりの平均所得（平成28年）  
(万円)

夫婦と未婚の子のみの世帯	746.3
ひとり親と未婚の子のみの世帯	317.3

(2) ひとり親家庭の子供の進学率

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	96.3%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(出典) ひとり親家庭：「全国ひとり親世帯等調査」（平成28年度）、全世帯：「学校基本統計」（平成29年度）を基に算出。

(注) 1. 「ひとり親家庭」において、「高校等」とは高等学校、高等専門学校を、「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校をいう。  
2. 「全世帯」において、「高校等」とは、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を、「大学等」とは、大学、短期大学、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科、専修学校（高等課程を除く）、各種学校をいう。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯の自立のためには、①支援が必要な者に行政のサービスを十分に行き届けること、②複数の困難な事情を抱えている者が多いため一人一人に寄り添った伴走型の支援を行うこと、③ひとりで過ごす時間が多い子供たちに対し、学習支援も含めた温かい支援を行うこと、④安定した就労を実現することなどが重要であり、平成27（2015）年12月に「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施することとした。また、子供の貧困に対応

するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとした（令和3年度分以後の個人住民税について適用）。

平成28（2016）年6月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、希望する教育を阻む制約の克服や子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化のための施策などについて、今後を見据えてどのように展開していくか示されたところである。さらに、平成30（2018）年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、幼児教育の無償化の加速や、所得の低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現すること、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現すること等を定めている。

**ア 教育の支援（文部科学省、厚生労働省）**

文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減に取り組んでいる。

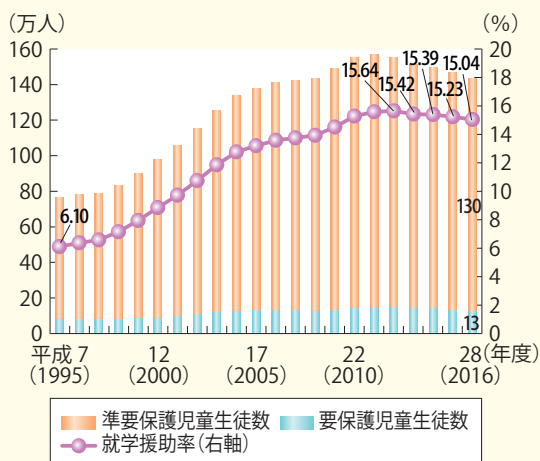
初等中等教育段階においては、次の取組を行っている。

- ・ 幼稚園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っている。平成30（2018）年度からは、年収約360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額77,100円以下）について保護者負担の軽減の拡充を行っている。
- ・ 経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子供の保護者に対して、各市町村が学用品の給与などの就学援助を行っている（第3-34図）。要保護児童生徒の保護者への援助については、令和元（2019）年度より「修学旅行費」及び「新入学児童生徒学用品費等」の国庫補助単価の引き上げを行うとともに、「卒業アルバム代等」の費目新設を行った。
- ・ 高校生等に対しては、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給している。また、非課税世帯及び生活保護世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業の支援を行っており、平成30年度は非課税世帯への給付額の増額を行った。令和元年度においても、引き続き非課税世帯の給付額の増額を図る。

また、高等教育段階における取組としては、意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。特に大学等奨学金事業については、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29（2017）年度に給付型奨学金の創設・先行実施とともに、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現した。平

**第3-34図 小学生・中学生に対する就学援助の状況**

◆就学援助率は4年連続で減少しているが、その割合は7人に1人程度で高止まりしている。



(出典) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」  
 (注) 1. 学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。  
 2. ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める要保護・準要保護児童生徒数の割合。

成30年度においては、給付型奨学金制度の本格的実施とともに、引き続き、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施を図った。

さらに、全ての子供が集う場である学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、

- ・家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制の充実
- ・福祉部局等との連携を図るスクールソーシャルワーカーの配置の拡充や貧困・虐待対策の重点加配（第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」参照）

等に取り組んでいる。

さらに、地域の教育資源を活用した子供の貧困対策として、

- ・困難を抱える親子が共に学び育つことを支援する「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の実施
  - ・学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とする原則無料の学習支援（地域未来塾）の拡充
- に取り組んでいる。

厚生労働省は、平成27（2015）年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平25法105）に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業を制度化し、貧困の連鎖の防止のための取組を強化してきた。この制度化により、学習面の支援はもちろんのこと、子供の居場所づくり・日常生活の支援や家庭訪問、進路相談、親への養育支援など、各自治体において地域の実情に応じ、創意工夫をこらした支援事業が実施されている。

さらに、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平30法44）により改正された「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成31年（2019）4月1日より、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化した。

#### イ 生活の支援（厚生労働省）

厚生労働省では、平成28（2016）年度より、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、必要に応じて、他の機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制をとっている。

また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭39法129）等に基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開している。

さらに、

- ・放課後児童クラブ等終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、子供の修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援

を行っている。

#### ウ 保護者に対する就労の支援（厚生労働省）

厚生労働省では、平成30（2018）年度において、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給することとした。令和元（2019）年度においては、自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、これらの

養成課程を受講する者について、支給上限額を最大80万円に引き上げる。また、高等職業訓練促進給付金について、修学の最後の1年間は、月額4万円を加算して支給するとともに、資格取得のために4年の修学が必要となる者等について、支給期間の上限を3年から4年に拡充することとしている。

### エ 住宅の支援（国土交通省）

国土交通省は、ひとり親世帯・多子世帯等の子供を育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、公的賃貸住宅の建替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組への支援を実施している。また、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度において、セーフティネット住宅の登録推進を図るとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。さらに、令和元（2019）年度から、民間事業者による子育てや多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る取組に対しても支援を行う。

### オ 経済的支援（厚生労働省）

厚生労働省は、児童扶養手当について、平成30（2018）年8月支給分から

- ・全部支給に係る所得制限限度額を30万円引き上げ
- ・手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金等を控除

する見直しを行った。また、支払回数について、令和元（2019）年11月から、現行の年3回から年6回に増やす。

さらに、未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施できるよう、各制度等の政令や通知を改正した。

### カ 調査研究等（内閣府）

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。子供の貧困大綱においては、今後の対策推進に資するよう、子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究や、子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究等に取り組むこととされている。平成30（2018）年度は、内閣府において、子供たちが置かれている貧困の状況及び実際に行われている各種の支援の実態を把握するため、地方公共団体と並ぶ、もう一方の地域における支援の担い手である、支援団体に焦点を当て、活動状況の実態調査・分析等を行った。

### キ 官公民の連携した取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行うNPO等に対する支援等が挙げられる。

このうち、「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、これまで2回にわたり、子供たちに寄り添った活動を行う延べ165のNPO法人等に支援を行い、平成31（2019）年1月には第3回支援として、公募に申請のあった358団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、71団体を選定し、同年4月からの活動に支援金を交付することが決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方自治体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関（子供の貧困担当部署、教育・福祉部門等）、企業、NPO等との地域ネットワークを形成するための取組を支援している。

子供の未来応援国民運動推進事務局（内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構）では、社会全体で子供の貧困対策に取り組む環境を整備することを目的に、貧困の状況にある子供等に寄り添って草の根で支援を行っているNPO等に対して、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による支援を行っている。ここでは、同支援等により地域における子供の貧困対策を実施している団体を紹介する。

「NPO法人ブリッジフォースマイル」は、主に児童養護施設の子供等を対象にした自立支援事業等を行うとともに、広く企業、地域社会等に働きかけ、社会全体で施設を支援していくための架け橋となることで、施設の子供等がより自分らしく生き、したい仕事や活動ができ、元気で、夢と希望と生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指して、首都圏を中心に活動している。

同法人では、18歳で児童養護施設を退所後に自立を迫られる子供・若者を支援する様々な活動をしている。活動の一つである「巣立ちプロジェクト」は、高校卒業と同時に、施設を出て一人暮らしを始める高校3年生を対象とした自立支援のためのセミナーで、引越しの手続きや、金銭管理、危険から身を守る術など、一人暮らしで必要となる知識やスキルを学ぶ場を提供している。また、退所後の孤立を防ぐためのネットワーク作りを行う「アトモプロジェクト」や、希望者に対して個別にサポートする「自立ナビゲーション」なども実施し、自立を軸にした相談やアドバイスを行っている。

同法人の多くのプロジェクトは、社会人ボランティアが関わり運営されており、支援を受けた子供・若者は年間1,446名、運営に関わる社会人ボランティアは445名となっている（平成29年度実績）。



（自立支援セミナーの様子）

平成28（2016）年10月からは佐賀県にも新たな拠点を立ち上げ、児童養護施設などの中高生向けのキャリア教育、金銭管理、コミュニケーション、健康管理、性教育などの自立支援セミナーを実施している。平成30（2018）年10月には、佐賀県で居場所事業を開始した。また、熊本県で自立支援セミナーを開催するなど、着実に支援活動の幅を広げている。

「一般社団法人らしくサポート」は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として、宮崎県都城市を中心に活動している。特に「ひとり親家庭の子育て支援」を重点テーマとして掲げ、家庭、学校、地域の住民、行政と協働しながら、生活困窮・養育困難家庭、ひとり親家庭、地域で孤立しがちな家庭等に育つ子供たちに学習の場を提供し、学習支援・生活支援を行っている。具体的には、ひとり親家庭の子供を対象にした学習指導を年間280回以上開催するとともに、体験学習や職場体験を実施しているほか、食事支援を毎月1回、夏休みは平日に毎日実施している。加えて、フードバンク事業として、企業や農家と連携し、年に4～6回お米や物資を支援が必要な家庭に提供する活動も行っている。

さらに、子供たちの貧困問題の周知及び理解促進のため、外部講師を招き、フォーラム「子

どものためにつながろう！都城の大人たち ～子どもの貧困対策と地域・学校・園・行政の連携を考える～」を開催した。フォーラムには都城市議会議員、行政職員、福祉団体関係者など約120名が参加し、子供の貧困に対して、どのようなアプローチが重要であるかなどについて議論が行われた。そのほか、子供だけではなく、親自身の自立及び生活安定を図るため、平成30年度からは給与計算実務や会計ソフトなどのスキルアップ講座を開催するなど、新たな取組にも着手している。



(スキルアップ講座の様子)

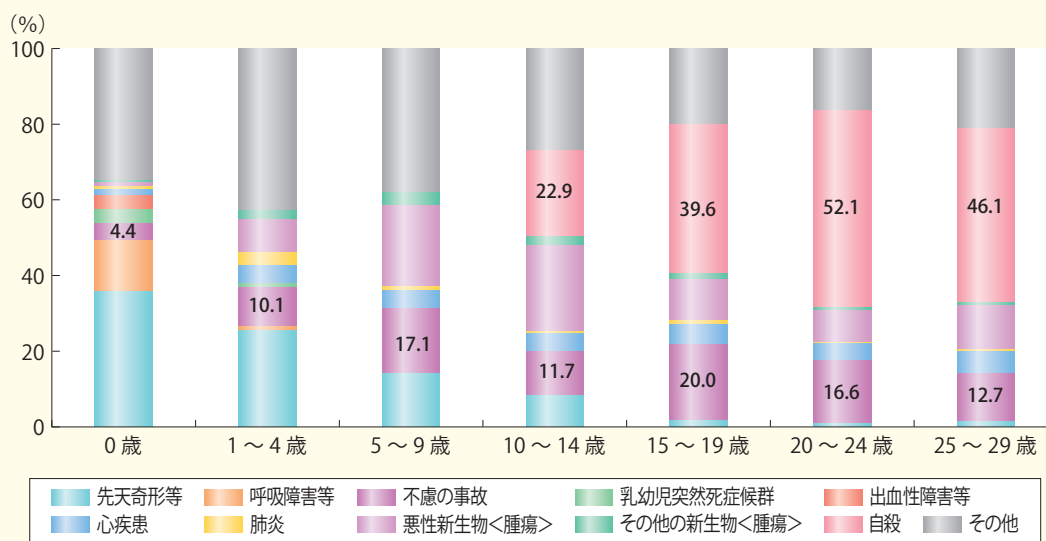
## 5 特に配慮が必要な子供・若者の支援

### (1) 自殺対策（文部科学省、厚生労働省）

30歳未満の若者の平成29（2017）年の死因をみると、10歳以上で自殺が一定の割合を占めるようになり、20歳代では約半数となっている（第3-35図）<sup>27</sup>。また、自殺者について、厚生労働省・警察庁「平成30年中における自殺の状況」（平成31年3月）によると、平成30（2018）年、30歳未満の自殺者数は2,751人に上る。原因をみると「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「学業不振」、「進路に関する悩み」や「親子不和」が挙げられている（第3-36図）。近年、自殺者数は減少しているものの、若年層の自殺対策は依然として課題である。

第3-35図 30歳未満の死因（構成比 平成29年）

◆20歳代の若者の死因の約半数は自殺である。



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

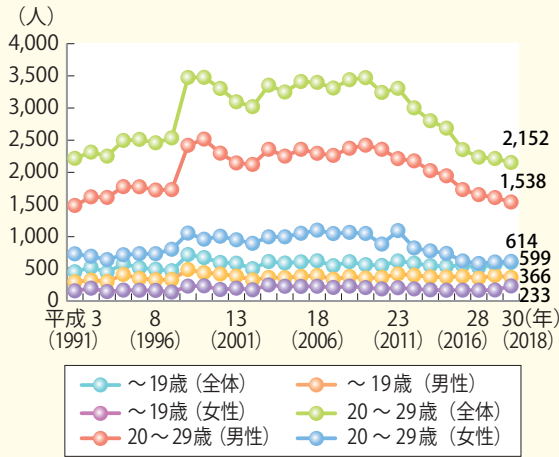
(注) 「先天性形等」は「先天奇形、変形及び染色体異常」を、「呼吸障害等」は「周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」を、「出血性障害等」は「胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害」を、「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」を、省略している。

27 人口動態統計の過去の公表値は、令和元年5月時点で精査が行われている。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_04274.html

第3-36図 自殺者の状況

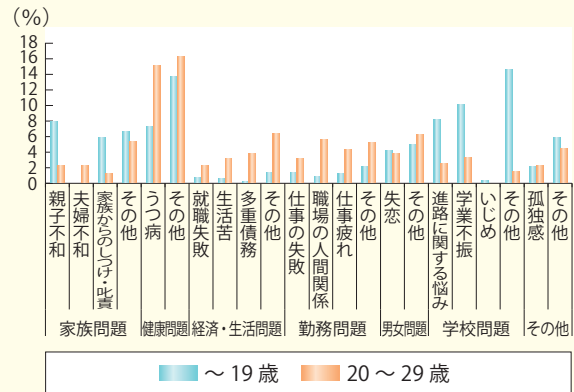
- ◆20～29歳の自殺者数は、このところ減少傾向にある。
- ◆原因をみると、「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「学業不振」、「進路に関する悩み」や「親子不和」が挙げられる。

(1) 推移

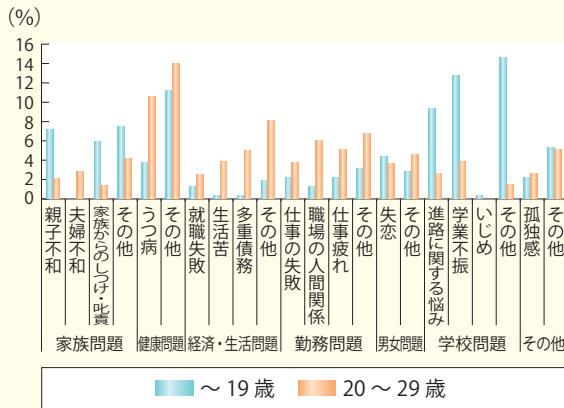


(2) 原因・動機別構成割合(平成30年)

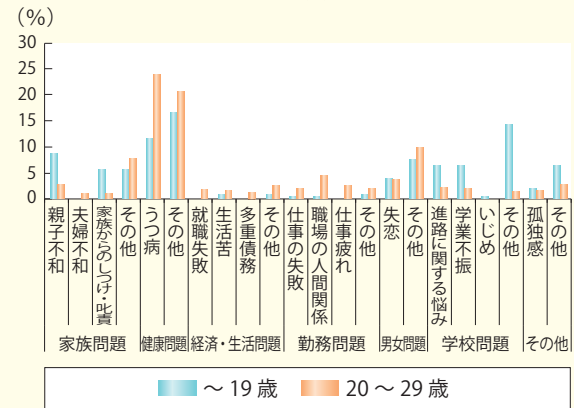
(i) 男女計



(ii) 男性



(iii) 女性



(出典) 厚生労働省・警察庁「平成30年中における自殺の状況」

(注) (2) の原因・動機は、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに特定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上したものの。

政府では、「自殺対策基本法」(平18法85)に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺総合対策大綱に基づき各種施策が実施されている。

平成29年に閣議決定した自殺総合対策大綱では、重点施策の一つとして、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが掲げられた。具体的な対策として、「いじめを苦しめた子どもの自殺の予防」、「学生・生徒等への支援の充実」、「SOSの出し方に関する教育の推進」などが挙げられている。特に若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、ICTを活用した若者へのアウトリーチ策の強化をはじめ、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した支援策に係る情報提供の強化などにも取り組んでいる。

また、平成30年3月からは、広く若者一般を対象とするSNSを活用した相談事業を実施し、平成31(2019)年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業(チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業)ガイドライン」を公表した。

児童生徒の自殺予防のための取組として、文部科学省では、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協

力者会議<sup>28</sup>を開催し、自殺予防教育の在り方について調査研究を行っている。平成26（2014）年度には、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について審議のまとめを作成し、これらの審議のまとめについて、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

平成30年1月には、文部科学省及び厚生労働省の連名で、各教育委員会等に対し、SOSの出し方に関する教育の推進を求めるとともに、同年8月には、SOSの出し方に関する教育の教材例を周知した。

また、長期休業（夏・冬・春休み）明けに児童生徒の自殺が多く発生していることを受け、長期休業前、期間中、終了前における見守り等を各学校に依頼している。

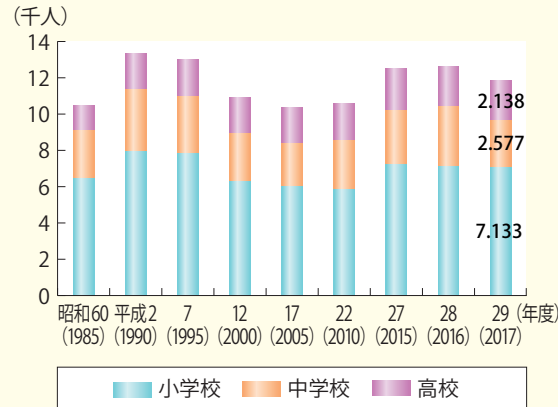
さらに、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など教育相談体制の充実を図っている（第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」を参照）。

## (2) 外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等（文部科学省）

帰国児童生徒の人数は、平成29（2017）年度、小・中・高等学校等合わせて11,848人であった（第3-37図）。また、日本語指導が必要な外国人の子供は、平成20（2008）年度を境に減少していたが、平成26（2014）年度以降再び増加しており、ポルトガル語や中国語を母語とする者が多くなっている（第3-38図）。このような子供たちが、就学の機会を逸することのないよう、就学支援が重要である。

第3-37図 帰国児童生徒数

◆平成29年度の帰国児童生徒数は、小・中・高等学校等合わせて11,848人であった。



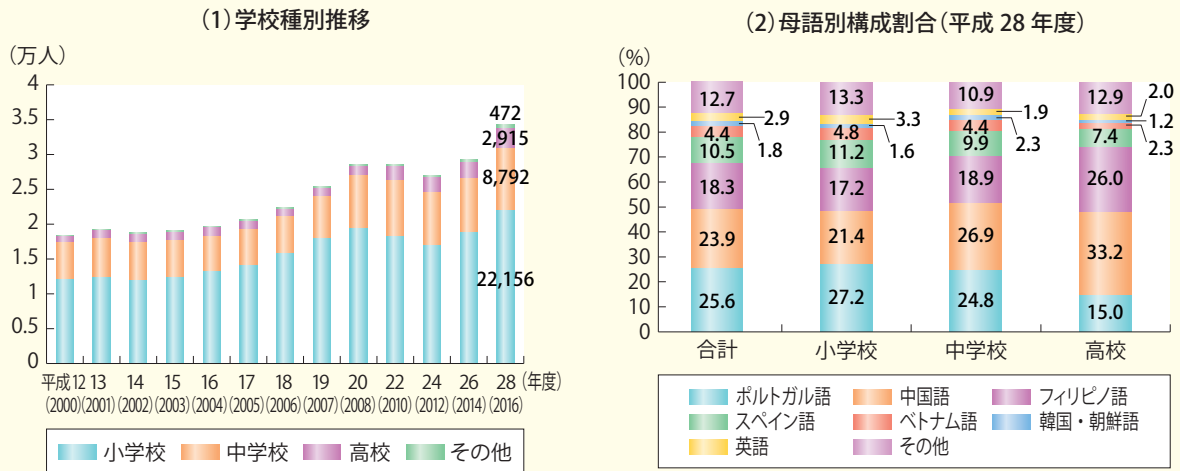
(出典) 文部科学省「学校基本統計」

- (注) 1. 海外勤務者等の子供で、1年を超える期間海外に在留し、当該年度の間に帰国した者の数。  
 2. 中学校と高校の値には中等教育学校前後期課程を含む。  
 3. 小学校と中学校の値には義務教育学校前後期課程を含む。



第3-38図 日本語指導が必要な外国人の子供

◆日本語指導が必要な外国人の子供は、平成20年度を境に減少していたが、平成26年度以降再び増加している。



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」  
 (注) 1. 上記の「その他」とは、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の合計。  
 2. 平成20年度からは隔年実施。

外国人には就学義務が課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）や児童の権利条約に基づき、無償で受け入れている。これにより、教科書の無償配布や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れや帰国児童生徒を含む日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実にあたって、以下の取組を行っている<sup>29</sup>。

- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導の充実のため、これまで都道府県からの申請に応じて、毎年度の予算の範囲内で措置していた教員の加配定数について、対象児童生徒の数に応じて教員数を算定できるよう、基礎定数化の実施（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を一部改正、平成29年4月施行）
- ・日本語指導者などに対する実践的な研修
- ・教員を中心とする関係者が外国人児童生徒に対し適応指導や日本語指導を行える環境作りを支援するための、「日本語能力測定方法」の活用促進
- ・帰国・外国人児童生徒の受入促進や、日本語指導の充実、支援体制の整備に関する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- ・就学に課題を抱えている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校などへの就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業の実施
- ・日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の促進（学校教育法施行規則を一部改正、平成26年4月施行）

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等（法務省、厚生労働省）

政府では、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議了承）に基づき、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進することを施策の基本的な考え方として、

29 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm)

日本語教育の充実、外国人児童生徒の教育等の充実、地域での安定した就労の支援等に関して各種の施策を推進している。

日系人などの外国人集住地域のハローワークを中心に、日系人を中心とした定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行っている。

また、都道府県においては、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する定住外国人を対象に、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

#### (4) 性同一性障害者等に対する理解促進（文部科学省、法務省）

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」や「外国人の人権を尊重しよう」のほか、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、シンポジウム・講演会の開催や啓発冊子等の配布、特設サイトによる啓発活動を実施しているほか、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」の各法務局等における貸出しやインターネットによる配信を行うなどの、各種啓発活動も実施している（第3-39図）。

文部科学省は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー、教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。また、平成28（2016）年4月に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。平成30（2018）年度においても、各都道府県・指定都市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象に、引き続き当該資料の周知を図った。また、大学等において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成30（2018）年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。

第3-39図 人権啓発ビデオ



（出典）法務省資料

### 第3節 子供・若者の被害防止・保護

#### 1 児童虐待防止対策（厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省）

児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」（昭22法164）の累次の改正、「民法」などの改正により、制